

○ 困難な問題を抱える女性に対する支援事業イメージ

女性相談支援員（本庁職員）

- ・女性支援全体の管理・コーディネート
- ・相談や関連部署等との調整
- ・市職員のスキルアップのための研修周知、関連情報の提供 等

支援対象者：

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える（おそれのある）女性

市民（女性）

主な関係機関



<早期の把握、連携>

- ・福祉関係機関（民生児童委員、社会福祉協議会、人権擁護委員、保護司等）

・学校

・警察

・児童相談所

・病院

・京都市DV相談支援センター

・チャットルーム「ここはな」（京都府）、居場所の提供を行う民間支援団体 等

相談

把握

相談

相談

相談

つなぐ

つなぐ

つなぐ

連携

つなぐ

連携

連携

つなぐ

連携

連携

区役所・支所
（福祉施策等）

ウイングス京都
女性相談・つながる相談室

**<新設>
女性のための
相談支援センター
（愛称：みんと）**

相談支援員による
伴走支援

- 相談支援
- 被害回復支援
- 自立支援
- アフターケア

・精神科医
・カウンセラー
・弁護士

高齢（健康長寿推進課）

障害（障害保健福祉課）

子ども・子育て（子どもはぐくみ室）

生活困窮（生活福祉課）

その他関係部署

福祉施策等だけでは解決できない
特有の課題を有するケース（又は課題）

福祉施策等に対応できるケース
（又は課題）

連携

<就労支援>

- ・マザーズハローワーク
- ・ハローワーク
- ・職業訓練所
- ・就労継続支援事業所等

<相談支援>

- ・こころの健康増進センター
- ・京都SARA（京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター）
- ・外国人女性支援団体
- ・社会福祉協議会 等

<安全確保、同伴児童への支援>

- ・京都府家庭支援総合センター
- ・民間シェルター
- ・母子生活支援施設